

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました議提第3号及び、意見書第2号の2件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例から日程第3 意見書第1号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書までの3件を一括議題といたします。

以上の議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第55号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

この条例は、小松市長の元での市政を推進するために組織の改正を行うというものです。

大きな改正点は、政策部、つながる部を総務部、企画財政部に、また現在こども部で所管している事務を暮らし部と教育部に移管するというものです。

この組織改正は、市長の公約を始めとした各政策の推進、直面する行政課題への対応、経営的視点に立った行財政の運営。

以上の3点を目的としているということです。

この組織案の発意については、大きく3つ。

市長の指示事項、企画課としての検討事項、各課からの要求事項の3点によって整理をしているということでした。

今回の改正で、財政部門が企画部門と統合されるメリットについて質問がありましたが、人口減少や合併支援措置の終了で財源が減少するなど、地域の生き残りをかけた各政策を積極的に進めるにあたって、企画財政部門の一層の連携が必要になり、意思決定の迅速化、効率的な行財政の運営を図るものとの答弁がありました。

また、こども部については、現在の未来課にある母子保健関係の業務及び支援課の家庭支援係、食育の部門は暮らし部へ移行し、子育て係と総合支援センター及び青少年係については教育部に移管とのことでした。

委員からは、施行日が、なぜ8月1日なのか、という質問がありましたが、市長の補助組織であり、新市長になってからなるべく早くその体制を整えたいということと、議決をいただいたあと1カ月程の周知期間がほしいということでした。

また、9月になれば議会が始まるのでその前に体制を整えたいとの答弁でした。

また、企画部門と財政部門が一緒になれば権限が集中するのではないかとの意見もありましたが、これに対しては、財源的に厳しい状況が考えられるので、効果的な事務を推進するためにも事業の企画部門と予算を調整する部門がセットになった形で進めていきたいということでした。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 57 号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について審査の結果を報告いたします。

交通災害共済に関する事務については、武雄市も市町総合事務組合に委託してありますが、このほど伊万里市さんが、この共同処理に参加したいという申し出があり、構成団体の議会の議決により、規約の変更を行うものであります。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、意見書第 1 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／意見書第 1 号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について審査の結果を報告いたします。

本会議のときにも出ましたが、時間をかけて審議すべきだ、撤回し廃案にすべきだという声が 8 割を超えている。

という点については、江原委員さんから読売新聞社、共同通信の記事を資料として提出されました。

委員からは、この点について、NHKの世論調査とは大きく違うし、竹島や尖閣などの状況を鑑みた場合、もう喫緊な課題であり、法整備を早急にやる必要があるという意見が出ております。

また、国も会期を延長して、丁寧な説明を、議論をしていきたいという考えを示されている状況であり、改めて出す必要はないのではないかという意見もありました。

審査の結果、委員会では、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第55号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、反対の討論を申し上げます。

小松市政が1月11日にスタートし、この間、5カ月、約半年を経過しました。

今回提案されています、議案は市役所の組織改編について、先ほど委員長にも報告にありましたように、目的を3つかかげられています。

1つは公約を始めとした各政策の推進。

2つめに直面する行財政、行政課題への対応、3つ目に経営的視点に立った行財政運営を柱にしておられます。

反対の理由の1つに、小松市政の誕生で、公約推進ということではありますが、前市長が8年8カ月、独断専行で進めてきた、花まる学習塾との官民一体学習を自らも一緒になって導入してきたことをこれからもさらに、武雄のICT推進教育として進める点で私は認められません。

教育に納得でなく、政治の導入ありきではないでしょうか。

教育現場、地域住民への押しつけになっているのではないのでしょうか。

第2の理由に自治体の経営視点にたった、行財政運営をかかげられていますが、自治体の

本来の役割と目的は利益を目的にかかげる会社と違うものではないでしょうか。
自治体の役割は地方自治法でうたう住民の福祉の増進を図ることではないでしょうか。
まさに行政に福祉の心が求められているのではないのでしょうか。
そのためには財政運営の基本である、住民サービスの向上とあわせて効率的な財政運営をはかることは当然であります、小松市政の機構改革について、以上2つの点を指摘し、反対の討論とします。

議長／4番 山口 等議員

山口等議員／おはようございます。

第55議案武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど出た官民一体の推進、また導入等についてですが、このようなことについては今回の組織改編になんら関係のないこと。

小松新市長の最大の公約は子育て及び教育の充実をあげられております。

その中で官民一体型教育については、一番力を入れている項目で、タブレットを活用した教育は、4年前程から山内東小学校、武内小学校で始まりました。

また、官民一体教育については、本年度武雄市小学校、東川登小学校で始まったばかりでございます。

去る6月9日のICTを活用した、教育の第一次検証報告でありましたように、子どもたちの学習教育の意欲が増し、スマイル学習の授業が好きだという子どもたちが多くなっているのも事実でございます。

ICT等の新しい教育の成果が数値として表れるには、少なくとも3年ほどの継続が必要かと思われまます。

このような形で進み始めた官民一体型教育ですが、これからさきも力を入れて進めていくべきであります。

委員会で、執行部の、組織改編について説明がありましたが、その中で経営的な視点に立った行財政改革といった、民間的な、株式会社的な文言を入れるべきではないと指摘がございました。

基本的な住民サービスをよりよくするためには、経営的手段を取り入れることであり、そのことが長期的な、住民サービスの維持向上に当たるものと考えます。

新市長になって、初めての、最初の組織改革であります。

小松新市長のリーダーシップに期待をしたいと思います。

以上で賛成討論とします。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立

起立多数であります。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書第 1 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

7 番 池田議員

池田議員／皆さんおはようございます。

意見書第 1 号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず最初に、日本国憲法の前文を読まさせていただきます。

日本国民は、正統に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らとわれらの子孫

のために、諸国民と共和による成果と我が国全土によって、自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって、再び戦争の参加が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言しこの憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、福利は国民が享受する。

これは人類普遍の原理である。

この憲法は、かかる原理に基づくものである。

我らは、これに反する一切の、憲法法令及び消息を排除するとあります。

安倍政権は、昨年、憲法の解釈を勝手に変更し、集団的自衛権の行使を可能とする、閣議決定をしました。

そして、これに基づく、法律案を、5月15日に国会に提出し、この安保法制により、我が国が戦後つらぬいてきた武力を使わないという原則大きく転化されようとしています。

安倍総理は、日本の国会に、法案を提出もしないうちから、米国議会でこの夏までに、セイジウさせるとを表明しましたが、国民や国会よりも米国のほうが優先なのでしょうか。中身も大問題です。

集団的自衛権の公使を認める新3要件基準としようする基準は著しく曖昧で、自衛隊の海外の活動の歯止めになりません。

また便宜的、意図的な憲法解釈変更であり、立憲主義という大原則に反するものです。

さらに専守防衛という、我が国の国勢といわれる原則からあきらかに逸脱しています。

政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする自衛には蓋然性や切迫性に、疑義があります。

また、国民の中には、危険にさらされる隊員を第1に考えて国会審議を、と、隊員の家族は、大切な人を失うかもしれない不安に直面することになる、政治家はもし、自分の家族が隊員だったらと考えて審議をしてほしい、相手方が自衛隊を敵と見なし、今より危険にさらされるかもしれない、怖さや不安はあるけど、国を守る市政に変わりはない。

憲法9条がある限り、隊員が命を落とす、危険地域に派遣されることはないと思う。

私たちにも家族があり、そこは日本が守ってくれると思う、などの意見や、国民が置き去りになっている。

誰でも納得できるように、もっとわかりやすく説明してほしい。

そして、私の息子の同級生も、今年度、自衛隊に入隊し、久留米での3カ月の教育課程を終了し、新米自衛官として、関東へ行かれました。

その保護者の方も現状のままで今の、審議内容において、10年後、20年後の不安を抱えられています。

また、戦没者追悼式においても、遺族代表の方は、子や孫がまた戦争の悲劇に巻き込まれることのないよう強く声をあげていくと申されました。

また先ほど、ご紹介した声は、佐賀県内の自衛隊とその家族、そして、県民の皆さまの声

でございます。

先ほど、通常国会も 95 日間のおおはば延長となることに對して、慎重審議になされるのではないかと、慎重審議になるのではないかと、申されました。

とはいえ、たくさんの重要法案をかかえており、安全保障関連法案が国民が納得できる内容になるか、中身について、十分な審議がなされるか、担保されるものではありません。

また、安全保障関連法案に對して、専門家から疑問の声が相次いでおります。

95%を超える、憲法学者が違憲だと考えているのではないかと、早稲田大学のハセベ教授も話されております。

違憲論が多い中、先ほど、憲法の前文を申し述べさせていただきました。

日本国憲法、98 条はこの憲法は国の最高法規であつて、その常軌に反する法律、命令、詔勅、および国民その他の行為の安全また一部は、その効力を有しないと、否定しております。

今回の安保法制は大変重要な改正であり、国民的な議論が必要です。

るる、申し上げましたが、何ですか。

議長／静かに。

池田議員／ありがとうございます、マサヒロ議員。

いろいろ申し上げましたが、国民の安全、県民の安全、市民の安全、皆さまに再度お考えいただき、皆様にご理解をいただき、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長／10 番 上田議員

上田議員／すいません、先ほどの討論の中でですよ、先ほども会期が延長されたから、議論がなされるんじゃないかろうかという、曖昧なことで私が説明したみたいに言われましたが、そういう考えをきっちり示されている状況でありというような、私は表現をしています。

何もあやふやな状況で説明したような感じでおっしゃったので、そこをぜひ精査していただきたいと思います。

議長／ただいまの議事進行につきましては、後ほど、議事録と精査させていただいて、対応させていただきたいと思います。

なお、賛成討論、反対討論、るる今まで議会でしていただいておりますが、賛成、反対は、自分はこういう考えだから、議員さん、私に賛同してということ、そういうことを求める、討論ですよ。

なかなかいろんなマスコミの報道とか、いろんな、本とか、そういうやつを引用してくる

と、なかなか理解しないし、できない点もあると思うので、賛成、反対討論、これは十分にする必要があると思いますが、やはりいろんなこと集約して、要点等、皆さんにわかりやすいように述べていただきたいとこのように思います。

議事を続けます。

ほかに、討論。

20 番 牟田議員

牟田議員／先ほど討論を伺いまして、やっぱり、政治家の一番の仕事というのが、戦争を起こさない、そして、国を守る。

これが一番の大きな仕事だと思っています。

とくに国会議員は戦争を起こさない、国を守るというのが一番の仕事だと私は思っています。

今さっき、討論の中でですね、なかなか切迫性、そういうのがまだないのではということと言われたようなことだったんですが、切迫性がないのか。

1999 年能登半島沖の不審船問題というのがありました。

あのときは初めて、海上自衛隊はじめて、海上行動が行われました。

海上自衛隊。

そのあと 2004 年には、そのときは官給潜水艦の出動、それも海上出動が行われました。

そのあともう一回ありましたね、東シナ海のほうでもありました。

ずっと今まで行われていなかった。

そういう海上出動が、9 憲法下で行われてなかった、ここ何年かで数回行われている。

海上行動出動の次は、もう防衛出動しかない。

防衛出動はすなわち、軍事行動です。

その手前の段階に既に来ているので、全然逼迫していることはないと思います。

そして、今、いろんな国際情勢で、ある国がいろんなところで進出している、それを守らなければいけない。

例えば、1 ついえば韓国には、日本人が数万人、今邦人在留されています。

それを有事の際に、例えば民間の船で日本に送り返しているとき、それを防衛、それを守る、こと、護衛ができない。

だからそういう状況の中というのが、どんどん近づいていく中、国会の中でこうやって討論されるのは、当然のことだと思います。

先ほど、会期延長の話をしていましたが、会期延長をしてでも、話しましょうと言うなかで、拒否してるのは野党さんなんです。

ほかの重要法案はありますが、でも並行してやれると思います。

そういう中で喫緊している課題で、こういうのは十分審議していただきたいというのがわれわれの願いであります。

よってこういうふうな否定するような中身ではなくて、もっと、そういう面も合わせて審議してほしいという内容にすべきだと私は思います。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

あ、ごめん、反対。

失礼しました。

皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより意見書第1号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決であります。

本件は委員長の報告についての採決ではなく、意見書原案についての採決になります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。

よって、意見書第1号は否決されました。

日程第4 第59号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第59号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)について審査の経過と結果を申し上げます。

1款2項1目13節にホームページリニューアル委託料が計上してあるのは、現在のホームページは、開催日程のほかにイベントや新着情報等が点在し、一度に情報を把握できにくいため、シンプルで見やすく解りやすいホームページに切り替え、それにユーストリーム動画をリンクさせ、レース状況や予想情報などリアルタイムな情報をお客様に提供し、見て投票までできるようにし、売上アップにつなげるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務文教常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について、主な審査内容と結果をご報告いたします。

2 款 2 項 1 目の企画総務費では、ふるさと納税の収入増が見込まれ、再計算されており、まちづくり応援基金積立金を 2 億 5550 万円に、ふるさと納税に対する謝礼を 9298 万 4000 円に増額されております。

現在 1 日約 70 万円の寄付をいただいているとのことです。

9 款 1 項 1 目、常備消防費では、老朽化した武雄消防署、武雄消防本部の施設の整備のための用地費、造成費を負担金として 2 億 8752 万 8000 円計上されています。

教育費、中学校施設整備事業費では、武雄北中学校給食室整備事業が、平成 27 年度の国庫補助採択事業に漏れたため、関連する経費が減額され、新たに北方中学校のエレベーター

等増築工事と川登中学校の特別教室棟大規模改修工事の経費が計上されております。

金額的には 1129 万 3000 円の増額となっていますが、委員からは、当初の北中の計画を 1 年先送りするという説明に対して、優先的にする必要があったから当初予算に上がっていたので、起債を増額してでも優先すべきだったのではないかとの意見がありました。

執行部からは施設整備については、できるだけ補助金を活用したいということで、内部で協議を行い、今回の補正内容でお願いしたいという答弁でありました。

また、この点につきましては、当初の完成年度に向けての、再度、計画の見直しをしてほしいとの要望も出ておりますので、計画ができれば委員会に示していただくように申し入れているところです。

その他、学校支援地域本部事業の経費やアウトリーチ演奏会開催実行委員会の負担金などが計上されております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／町づくり応援基金積立金ですが、活用とか範囲とか、主にこういうところに、利用したいというような、そういう説明なり、議論があったのが 1 点ですね。

もう一つは、中学校の予算の件ですけども、次の案を出すというのは、今年度 9 月くらいにでも出るのか、その辺のまた、出すけど来年なのか、その辺についての説明なり、議論があったかお尋ねします。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／まちづくり応援基金の使用目的等については、議論はしておりません、2 点目の中学校の施設整備ですけど、今年度から 4 カ年計画の事業が、当初の段階では、提示をされておりましたけれども、今回補助金が事業採択から漏れたということで、4 年間がそのまま 1 年先送りにするのではなく、完成年度を可能な限り前倒しをして、北中学の校区に、思いを届けてほしいという委員からの熱いご要望が出ていたところです。計画については、できあがり次第、総務文教常任委員会のほうに示していただくということで申し入れをしておりますので、計画が出る時期については明確な回答とまでは至っておりません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

6 款 1 項 3 目、農業振興費のうち減額補正は、平成 27 年度のトロピカルフルーツ推進事業については、平成 26 年度、国の交付金事業「地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業交付金」を財源とすることができ、翌年度に繰り越したため、すでに確定した平成 27 年度当初予算に市単費の事業として重複していたものを今回減額するものでございます。

一方、19 節補助金及び交付金については、国庫事業で予定していた「強い農業交付金事業」が不採択となったため、県単独の「さが園芸農業者育成対策補助金」へ移行し、117 万 9000 円を計上し、園芸施設を整備するものとして説明がありました。

委員からは不採択になった経緯への質疑がなされましたが、国庫補助事業での採択条件が非常に厳しく、また武雄市、嬉野市、鹿島市共同の申請でもあり、国の優先順位からして不採択になったものと説明があり、農業事業者からの要望もあり、県単独事業へ移行してでも事業を実施したいとのことでした。

6 款 1 項 5 目、農地費に新幹線鉄道工事に伴う市道中山線付替え工事とあるのは、用地交渉の目途が付いたということで、工事請負費に 8000 万円、消耗品費に 72 万 9000 円を計上し、その財源は、新幹線関連事業受託事業として同額を見込んであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました、第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第

1 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

新規の事業として、身体障害者手帳の交付対象にいたらない 18 歳未満の難聴者に対する、「軽度・中度難聴児補聴器購入助成金」が計上されています。

対象が 4 名と少数であることなどから、市費を上乗せして全額補助とはできないものかという委員からの意見が出ましたが、九州各県の状況は同様の助成であること、さらに重度な方への助成にも自己負担を伴うことなどから、一部の負担は妥当と考えるという説明を受けました。

また、その他主な歳出としては、市内 2 園に対する保育所整備補助金、マイナンバー制度に対応する、生活保護システムを改修する費用として社会保障・税番号制度システム整備委託料など、所要の補正予算が計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました、第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について報告いたします。

今回の補正のおもなものとして、歳出について、道路整備助成事業費の生活道路等整備事業補助金とは、地区が実施する生活道路や生活排水路等の整備事業について、要綱に基づき補助金を交付するものです。

当初予算では、前年予算より 20%カットの査定を受けておりましたが、例年、予算額を超える要望がなされているため実情を踏まえ、今回増額の補正をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

ここで、第 58 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより、討論、採決を行います。

第 58 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算について反対の討論を申し上げます。

今回の補正額は 10 億 6373 万円であります。

私はその中の補正予算書の 10 款、教育費の小学校費で教育振興費の中の補償費で計上されています、1 万 4000 円の地域コーディネーター謝金、そして、それにともなう、消耗品費 16 万 4000 円、あわせて 17 万 8000 円の支出に反対であります。

これは前市長のもとで、教育に命をかけるとして取り組まれている官民一体型学校の導入ありきの補正予算であります。

この間さらに ICT 推進でタブレットの 1 人 1 台導入にこの間、約総額 6、7 億円の費用を掛けられています。

さらにこの官民一体型学校の推進は進め方が拙速です。

今、学校現場や地域の現場では矛盾をかかえている現状ではこの補正予算を撤回することを指摘し、反対の討論にかえるものであります。

議長／賛成ですか。

4 番 山口 等議員

山口等議員／第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)分割について賛成の立場で討論をさせていただきます。

子どもたちが元気になると、地域は元気になります。

学校にまかせきりではなく、地域住民と子どもが協力して、子どもたちを育てていくことが非常に大切です。

これまでも地域住民の皆さんは学校に対して、さまざまな支援をしていただきました。

この学校支援、地域本部事業はこれまでも学校を支援をしていた皆さんの活動によりやりやすいようにするものです。

この事業を行うことにより、学校と地域がますます、協力して元気な子どもたちを育てていくものです。

この事業に対しては賛成です。

また官民一体型教育、また、ICT 教育という言葉を全て反対といわれております。

この武雄市は議会において、どこよりも早く ICT を活用した教育に取り組むことを議決しました。

そして今年度から官民一体型教育に取り組んでいます。

このようなことでこの武雄市は県を初め、全国から注目されています。

小松新市長の公約であります、また目標でもあります、飯が食える大人を目指して、これから先も進めるべきだと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／58 号議案に反対の立場で討論させていただきます。

教育費 10 款、4 項中学校費の 3 目、中学校の施設整備事業の件ですが、まずはこの北中から話ですが、まず給食室の建設の予算が耐震の優先順位ではずされたと。

そこはそれでいいわけですね。

でも総合だから武雄北中の大規模改装の工事の設計をやめたということです。

それは別にやめなくていいですよ。

私の考えでは。

ここでいいのは、北中の設計を設計でしていいじゃないですか、それにお金がついているのではというのが私の考えです。

結局、今給食の設計は終わっている。

当初の設計もすると、そして次の年にダブル工事をするというわけで、言い分けですね。

ダブル工事をした、その給食室とぶつかるから、仮給食室を作らないといけないという考えが出てくるわけですね。

それは为什么呢。

まず管理棟を改築してそのあとに教室棟を改築するという、順番を決めているから、それは国が決めたことではないから、それを教室棟を先にして、管理棟をあとにしたら、仮給食室をつくる必要もないわけですね。

だから別に給食室が金がかからなくても、大規模改造の設計はそのままでもいいのではと、ここ落とす必要がないと。

そしていえば給食室はつくらなくても、9 月にいっているようにダブル工事をする、来年、そのダブル工事の順番を教室棟からするという、なんも問題がないと思いますので、ここでその予算を下げるということについて反対の討論といたします。

議長／2 番 猪村議員

猪村議員／宮本議員がるる説明をされましたけれども、総務文教常任委員会で精一杯議論をしました。

北中の建設、当初予算の予定通り、完了する、できるようにあらゆる努力をするという執行部に期待をし、賛成討論といたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立

起立多数であります。

よって、第 58 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議提第 3 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

山口昌宏議員

山口昌宏議員／おはようございます。

議提第 3 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

新聞報道でも、御承知かと思いますが、現在出産に伴う、議会の欠席に対するていざがございません。

本改正案は、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会の活性化、より良い住民サービスの実現に向け、出産に伴う欠席に関して、明確に規定を行うものであります。

近年の男女参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、この案を提出いたします。

以上です。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより議提第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、議提第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

10 番 上田議員

上田議員／意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書の提出者の趣旨説明をさせていただきます。

平成18年、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことに、各自治体においてはさまざまな取り組みが試行錯誤をされてるなか、やはり予算の確保は、重要なことになっており、財政的圧迫や制約うけている。

ということから、2016年から政府の予算編成において、強く要望するものであります。

1. ICT教育等を含む教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／意見書第 2 号 情報社会に対し拡充を求める意見書案に反対の討論を申し上げます。

昨年も同様の意見書案が提出がされて、賛成多数で可決をされました。

今回、昨年に引き続きまして、同じ意見書案が総務文教委員会に議論をされまして、私を除く、総務文教委員の 4 名の皆さんで、提出をされておる意見書案ですが、私はこの意見書案は本来義務教育費、国庫負担を堅持するとともに、2 分の 1 に復元することが趣旨であります。

ところが、昨年同様、今回の意見書案は、その文言の最初に、情報化社会に対応した、そのため、要望事項の中で、ICT 教育等を含む文言が挿入をされております。

これは、私は、趣旨が逆転しているのではないかと、考えるものであります。

本来、義務教育費、国庫負担制度が、義務教育、小中学校の職員の給与費を国が 2 分の 1 負担していたのを、国が、3 分の 1 に負担割合を減額したから起こっているわけであります。

だからこそ、これを 3 分の 1 を 2 分の 1 に、復元することが、求められているときに、ICT 等を含むというのは、私はそれは、趣旨が逆転するのではないかと考えるものであります。

あくまでも義務教育を担う小中学校の給与費、職員の給与費の国庫負担制度の堅持を求め

るものが、主でならないといけないし、その件で意見書を提出することはなんら反対ではありません。

それは、地方財政法の第 10 条で地方公共団体が、法令に基づいて、実施しなければならない義務であって、国と、地方公共団体、相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営をきするためには、なお国が進んで経費を負担する必要がある。

次に、掲げるものについて、国がその経費を、全部または、一部を負担する。

1、義務教育職員の給与、と示しています。

だからこそ武雄市立小学校、中学校であります、そこに関わっておられる職員の給与費については市町村では、負担できない金額でありますので、それを県が肩代わりをして支出しているわけであります。

だからこそ、この制度に対して、今地方財政法言いましたように、だからこそ国は、3分の1に減額したのを2分の1に還元してほしいというのは、趣旨ではないでしょうか。

そこにあえて ICT 教育等を含んだ文言はいらないというのを申し上げて、反対の討論とにかえるものであります。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／意見書第 2 号、情報社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書(案)について、賛成の立場で討論します。

本来武雄市は、ICT 教育を推進する市であります。

この教育により一層力を入れる必要があります。

今枕詞である、情報社会に対応したという言葉は相応しくないんじゃないかと申し上げましたが、武雄市としては、この事業を進めていくためにはこの言葉は必ず必要だと考えます。

よって、賛成の討論と申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより意見書第 2 号を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立

起立多数であります。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書については、明記されております送付先に送付させていただきます。

ここで、先ほど可決されました第55号議案に関し、準備のため暫時休憩いたします。

＊ 休憩中 (11:02)＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、山口昌宏議員ほか7名より、議提第4号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、議提第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、提出者からの説明を求めます。

山口昌宏議員

山口昌宏議員／議提第4号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今定例会で提案された、第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、武雄市議会委員会条例中、常任委員会の所管を改める必要が生じたため、この案を提出いたします。

なお、施行日は本年8月1日です。

以上です。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。
本案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。
討論をとどめます。
これより議提第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。
よって、議提第4号は原案のとおり可決されました。
日程第9 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。
武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び
議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付する
ことにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。
よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書
のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。
これをもちまして、平成27年6月、武雄市議会定例会を閉会いたします。
どうもおつかれさまでした。